

「測量・建設コンサルタント等」の提出書類一覧

この案内には、入札参加資格審査申請についての手続き要領が記載されていますので、申請を希望される方は、「添付書類の注意事項」、「申請書の記載例」を確認のうえ、書類の不備・不足、記載漏れ等がないようご確認ください。

追加申請書受付期間： 平成23年11月1日（火）～

平成23年11月30日（水）

◇申請書類一覧◇

提出書類	法人	個人	様式	注意事項
入札参加資格審査申請書 (測量・建設コンサルタント等)	○	○	指定様式	【測】様式1-1、1-2 1-3、1-4 項目すべてについて記入してください。該当がない箇所は記入不要です。
技術者経歴書	○	○	指定様式 任意様式	【測】様式2 希望する業務を請け負ううえで、法令に基づく必要な資格、免許等を取得している技術職員について作成してください。項目を充たせば独自様式でも提出できます。 様式の注釈を参考にしてください。
営業所一覧表	○	○	指定様式 任意様式	【測】様式3 項目を充たせば、申請者独自の様式でも提出できます。※本社（店）のみ の場合でも提出してください。
測量等実績調書	○	○	指定様式 任意様式	【測】様式4 項目を充たせば独自様式でも提出できます。
社会活動等に関する事項調書	△	△	指定様式	【測】様式5-1・様式5-2 南さつま市内に本社及び委任先営業所を有する事業所は提出してください。有しない事業所でも南さつま市内でボランティア活動の実績がある際は提出してください。
*使用印鑑届	○	○	指定様式	共通様式1 用紙に記載の注意事項を参照してください。

提出書類	法人	個人	様式	注意事項
* 委任状	△	△	指定様式	<p>共通様式 2</p> <p>申請者が支店長等へ入札・見積り・契約締結等の権限を継続して委任する場合に作成してください。</p> <p>委任者の印鑑は実印（印鑑登録印）、受任者の印鑑は使用印とし、申請書【測】様式 1 - 1、「使用印鑑届」の使用印と同一のものをそれぞれ押印してください。</p>
* 営業所所在地等報告書及び誓約書	△	△	指定様式	<p>共通様式 3</p> <p>南さつま市内に本社及び営業所等（委任の有無は問わない）を有する事業者は提出してください。（本社の代表者の印は実印を押印ください。）</p>
営業に関する許可・認可証等	△	△	写し	<p>「登録を受けている事業」で希望する業種に必要な登録証明書の写し（最新のもの）を提出してください。</p>
労災保険料納入証明書	○	○	写し可	<p>「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「納付書・領収書」の写しを提出することもできます。</p>
雇用保険料納入証明書	○	○	写し可	<p>「労働保険概算・確定保険料申告書」及び「納付書・領収書」の写しを提出することもできます。</p>
【法人】 履歴事項全部証明書又は登記簿謄本	○	×	写し可	<p>本社の所在地を管轄する法務局で発行される商業登記の履歴事項全部証明書又は、登記簿謄本の写し。</p> <p>（申請書提出日より 3 ヶ月以内に発行されたもので現に有効なもの。）</p>
【個人】 代表者身分証明書	×	○	写し可	<p>代表者の本籍地のある市（区）町村で発行される身分証明書の写し。</p> <p>（申請書提出日より 3 ヶ月以内に発行されたもので現に有効なもの。）</p>

提出書類	法人	個人	様式	注意事項
印鑑証明書	○	○	写し可	<p>【法人】 法務局発行のもの。</p> <p>【個人】 市（区）町村発行のもの。</p> <p>（申請書提出日より3ヶ月以内に発行されたもので現に有効なもの。）</p> <p>写しの印影が不鮮明な場合は原本を提出してください。</p>
納税証明書（国税）	○	○	写し可	<p>【法人】 税務署様式その3の3 法人税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の納税証明書。</p> <p>【個人】 税務署様式その3の2 申告所得税、消費税及び地方消費税について未納がない旨の納税証明書 （申請書提出日より3ヶ月以内に発行されたもので現に有効なもの。）</p> <p>国税の納税証明書の交付請求手続は、国税庁のホームページで確認してください。</p>
納税証明書（県税）	○	○	写し可	<p>都道府県が発行する都道府県税すべてに関し未納の税額がないことの証明書。（申請書提出日より3ヶ月以内に発行されたもので現に有効なもの。）</p> <p>権限を委任している場合は、受任先の所在地の納税証明書。</p>
納税証明書（市町村税） ※南さつま市に納税の義務が生じていない場合です。 <u>南さつま市以外に納税の義務が生じている場合は、各市町村が発行する証明書を提出してください。</u>	○	○	写し可	<p>南さつま市での課税の有無にかかわらず、各市町村税（全税目）に関し、未納の税額がないことが判断できる証明書。（申請書提出日前より3ヶ月以内に発行されたもので現に有効なもの。）</p> <p>権限を委任している場合は、受任先の所在地の納税証明書。</p> <p>完納証明書が発行されない自治体においては、直近（22年分）の納税証明書。</p>

提出書類	法人	個人	様式	注意事項
<p>*納税証明書（市町村税）</p> <p>※南さつま市に納税の義務が生じている場合に使用してください。</p>	○	○	原本	<p>共通様式4-1（法人） 4-2（個人）</p> <p>南さつま市税務課で証明を受けて提出してください。</p> <p>【法人】法人用を提出してください。 また、代表者個人が南さつま市に納税の義務が生じている場合は、代表者個人のものも提出してください。</p> <p>【個人】代表者のものを提出してください。</p>
*同意書	△	△	指定様式	<p>共通様式5-1（法人用） 5-2（個人用）</p> <p>南さつま市に納付すべき公共料金等が生じている場合に提出してください。法人の方で、代表者個人が該当する場合は、個人としての分も提出してください。</p>
決算書等	○	○	写し	<p>【法人】財務諸表 申請書を提出する直前期末における貸借対照表及び損益計算書。</p> <p>【個人】税務署に提出した平成22年分の所得税確定申告書の写し。 （青色申告者）青色申告の損益計算書及び貸借対照表。 （白色申告者）白色申告の収支内訳書。</p>

※ ○印は申請者が必ず提出するもの、△印は該当する申請者のみが提出するもの、×印は提出を要しないものです。

※ *印は各部門共通の様式です。

南さつま市が発行する納税証明書の原本を提出する事業者で、複数の部門に入札参加を希望される場合に限り、一部門に原本の提出を求め、他部門は写しの提出も可能とします。